

答申第 551 号

平成 23 年 1 月 26 日

神奈川県公安委員会
委員長 小沢 一彦 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成22年5月19日付けで諮問された取調記録公開拒否（存否応答拒否）の件（諮問第605号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定の取調記録について、その存否を答えるだけで非公開情報を公開することとなるとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、不服申立人が、特定の事件（以下「本件事件」という。）の被疑者として逮捕され、釈放されるまでに特定の警察署（以下「本件警察署」という。）において作成された取調記録（以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県警察本部長が、平成22年4月20日付けで、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した処分の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号該当の点について

(ア) 本件に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）は、不服申立人の取調記録の公開のみを求めるものではなく、本件事件の発端となった犯罪の立件及び防止のため、情報の公開を求めているものである。

本件行政文書が公開されることにより、背景に隠れている犯罪が立件されるのであれば、不服申立人の取調べに関する記録が公開されることをいとわない。

(イ) 条例第5条第1号ただし書ア該当の点について

a 刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）第53条では、何人も事件終結後に訴訟記録を閲覧することが可能であるとされている。

不服申立人は既に起訴猶予の処分を受けており、事実上、当該処分の日をもって事件終結と解釈できるため、本件行政文書は条例第5条第1号ただし書アに該当し、公開されるべきである。

b 実施機関は、条例第5条第1号ただし書アの規定に該当する情報

には、閲覧等を利害関係人等にのみ認めているものは含まれないと説明しているが、本件請求は、本件事件の背景に隠れている犯罪の立件及び防止のため行ったものであり、利害関係人等にのみ閲覧等を認めているものとはいえない。

- c 訴訟記録の閲覧については、刑訴法第53条第1項後段に「訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない」と規定されているが、裁判所又は検察庁の事務について、どのような支障があるのか明確に示されていない。
- d 刑事確定訴訟記録法第4条第2項において、保管検察官が保管記録を閲覧させない場合の規定が設けられているが、同項第1号から第6号までのいずれに該当するのか明らかにされていない。
- e 本件事件について、特定の警察官（以下「本件警察官」という。）が検察庁に対して、取調べの結果をそのまま送付したか否か明らかでないため、本件警察署で保管している取調記録の公開を要求する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ウ及びエ該当の点について

不服申立人の取調べを行った本件警察官は、被害者から被害届の取下願を受け取っており、本件事件の関係者から、特定の会社による犯罪及びその隠滅があったことを確認しているため、条例第5条第1号ただし書ウ及びエに該当する。

イ 条例第8条該当の点について

前記ア（ア）と同様である。

ウ その他

本件事件の関係者に対して個別の聴取を行っていただき、事実が一日も早く解明されることを望む。

3 実施機関（警察本部刑事部捜査第一課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書の公開を拒んだ理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

不服申立人によれば、本件行政文書は、本件警察署において作成された不服申立人に係る取調記録である。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

不服申立人が本件事件の被疑者として逮捕され、取調べを受けたか否かに係る情報（以下「本件情報」という。）は、個人の名誉や信用に関わる情報であって、当然に個人が識別される情報である。

また、本件情報を公開することによって、個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

本件情報は、条例第5条第1号ただし書アの「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、同号ただし書ウの「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は同号ただし書エの「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(3) 条例第8条該当性について

本件請求は、個人を特定して行われており、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第1号に規定する個人に関する情報を公開することとなるため、条例第8条に該当する。

(4) 条例第5条第1号ただし書アと刑訴法第53条との関係について

ア 条例第5条第1号ただし書アは、個人に関する情報であっても公開するものとして、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報を掲げている。

しかし、「何人」とされていても、利害関係人等にのみ認めているものや、請求の目的等により現に制限されているものは、実質的には何人にも閲覧等を認める趣旨ではないと解される。

イ 訴訟記録については、刑訴法第53条及び刑事確定訴訟記録法第4条の規定により、何人も閲覧することができるかとされている。

しかしながら、刑訴法第53条第1項後段に「訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない」と規定されており、刑事確定訴訟記録法第4条第2項においても、保管検察官が保管記録を閲覧させない場合の規定を設けていることから、訴訟記録が当然に公開されているとはいえず、刑訴法第53条の規定は条例第5条第1号ただし書アにいう「法令」に該当しない。

(5) 本人による自己情報の公開請求について

条例が定める行政文書公開請求制度においては、請求者が誰であるかを考慮せずに公開するか否かの判断を行うものであり、本人の自己情報について公開請求された場合であっても、条例第5条第1号の規定により、公開を拒否することとなる。

4 審査会の判断理由

(1) 本件請求について

不服申立人は、本件警察署において本件事件に関する取調記録が作成されたとして、不服申立人に係る取調記録の公開を求めているものと認められる。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができるかと規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報

報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 当審査会が確認したところ、本件情報が、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当することを示す事情は認められず、本件情報は、条例第5条第1号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(3) 条例第8条該当性について

ア 条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と規定している。

イ 本件請求は、不服申立人に係る取調記録の公開を求めるものであり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件情報が明らかとなり、条例第5条第1号に規定する非公開情報を公開することとなるものと認められることから、条例第8条の「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」場合に該当すると判断する。

(4) その他

ア 不服申立人は、不服申立人の取調べに関する記録が公開されることをいとわない旨主張しているが、条例の定める情報公開制度は、何人

に対しても、請求の目的のいかんを問わず公開請求を認める制度であり、公開、非公開の判断に当たって、公開請求者が誰であるかは考慮されないものであるため、当該不服申立人の主張は採ることができない。

イ 当審査会は、行政文書の公開請求に係る諾否決定についてなされた行政不服審査法に基づく不服申立てに対する決定等を実施機関が行うに際しての意見を求められているものであり、前記２（２）ウの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 22 年 5 月 19 日	○ 諮問
5 月 24 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月 14 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月 15 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
7 月 5 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
11 月 17 日 (第 99 回部会)	○ 審議
12 月 24 日 (第 100 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴 木 敏 子	横浜国立大学教授	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	会長職務代理者
辻 山 栄 子	早 稲 田 大 学 教 授	部 会 員
東 玲 子	弁護士（横浜弁護士会）	
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 23 年 1 月 26 日現在) (五十音順)